



強い会社をつくる！製造業の戦略的な会計と税務

第10回 相続をめぐる問題と対策

皆さん、こんにちは。御堂筋税理士法人の松本と申します。第8回目の「自社株の評価方法」、第9回目の「株式の問題と対策」と、中小企業の事業承継に際して必要となる知識をお伝えしてきましたが、今回は、『相続をめぐる問題と対策』について考えてみたいと思います。相続については、以下の3つの視点から考えていく必要があります。

- ①相続でもめないための争続対策
- ②相続税の節税対策
- ③納税資金確保のための資金対策

相続対策を検討するにあたって、②の相続税の節税対策を行うことも大切ですが、まずは①の相続において親族間でもめることのないようにしておくことが最も重要です。

1. 財産の分割方法

(1) 財産の分割方法を考える

相続について考える際には、財産を洗い出し、方針を検討していくことになります。まずは、財産一覧を作成します。財産は、預貯金等の金融資産・自宅不動産・収益不動産・事業関連資産・自社株式等の換金価値があるものすべてになります。各財産については、相続税の試算においても活用できるように相続税法の財産評価に基づき評価していくよといいます。

まずは、概算で評価してみましょう。不動産については、相続税を計算する際、複雑な評価をしていきますので、一旦簡便的に固定資産税評価額を参考に評価してみましょう。非上場株式の評価については、第8回でも解説させて頂きましたが、計算方法が複雑ですのでこの機会に試算してみて下さい。

各財産についての概算評価をした後は、その財産を相続人間でどのように分けるかを考えていく

ことになります。

例えば、配偶者には、自宅不動産と現預金、事業を継ぐ後継者には事業関連資産と自社株、後継者の兄弟には現預金といった形で分割案を検討していきます。ほかにも分割案を検討する際のポイントがあります。たとえば後継者以外の相続人には何を相続させるのか、子供が3人いる場合で1棟の収益不動産しかない場合、どのように相続したらよいのか、配偶者に相続した場合、税額の軽減があるが、配偶者がなくなった場合の2次相続を考えるとまず何を相続しておくべきか、生命保険金については受取人が特定されるので財産分割の方法を検討する必要はありませんが、一定の限度額を超える額については、相続財産として相続税の課税対象資産となるので加入の有無と金額、受取人について把握しておいて下さい。

相続においてはさまざまな想いやタックスプランニングなどが絡み合い複雑になりますので早めに専門家にご相談いただき対策されることをお勧めいたします。

(2) 遺留分とは

財産の分割方法については、任意に決めることができます。遺留分について考えておく必要があります。遺留分とは、民法で定められている一定の相続人が最低限相続できる財産のことをいいます。遺留分が保証されている相続人は、配偶者、子供、父母です。法定相続人の第三順位である兄弟は、遺留分を保証されていません。

遺留分という権利を使って取り戻せる財産割合は、本来の法定相続分の何分の1という形で定められています。

相続人	遺留分
配偶者	法定相続分の2分の1
子供	法定相続分の2分の1
	法定相続分の2分の1
父母	(法定相続人に配偶者がいなければ3分の1)

(3) 遺言を作成する

相続が発生した場合には、相続人が遺産分割協議にて財産の分割方法を決定します。遺産分割協議では、相続人の話し合いによって財産の分割方法を決めることになるので、被相続人の意図にそった財産の分割がなされるとは限りません。したがって、以下のようなケースでは遺言書を作成しておくことをおすすめします。

- ①特定の相続人に特定の財産を相続させたい
- ②法定相続分以外の遺産分割をしたい
- ③相続人以外の者に財産を相続させたい

特に③のようなケースでは必ず遺言書が必要となります。遺言書の形式は大きくわけて二つあります。

■自筆証書遺言

遺言書の内容・日付・氏名がすべて自筆で書かれ押印する遺言

- ・手軽である
- ・書式が守られていないものは無効
- (自署、作成日の記載、署名押印の3要件が1つでもかけていると無効になる。)
- ・裁判所の検認が必要

■公正証書遺言

公正証書(公証人が作成する書面)で作成する遺言

- ・遺言公正証書の作成費用が必要
- ・公証人役場で保管されるので紛失の恐れがない
- ・裁判所の検認は不要

それぞれ、メリットとデメリットがありますが、公正証書遺言が確実であると思います。ただ(2)に記載した通り一定の相続人には遺留分があり、遺留分を侵害された場合には、「遺留分減殺請求」をする権利がありますので、遺言書作成の際には、遺留分を考慮しておくことも重要です。

2. 相続税の節税対策

(1) 相続税の計算方法

相続税の節税を考える前に、まず今の時点でどのくらいの相続税がかかるのか、納税資金は確保できるのかを考える必要があります。

【相続税の計算方法】

①相続税の対象となる財産の課税価格を計算

課税価格=本来の相続財産+みなし相続財産^{*1}+相続開始3年前の贈与財産^{*2}+相続時精算課税の財産-非課税財産-債務・葬式費用

*1 多額な弔慰金・保険金など

*2 相続直近の贈与はなかったものとして相続財産となる。

②相続税がかかる遺産総額の計算

課税遺産総額=課税価格の合計額-基礎控除額^{*1}

*1 平成27年1月1日より改正があり3,000万円+600万円×法定相続人の数

例: 父母子2人のケースで父がなくなった場合
3,000万円+(600万円×3人)=4,800万円となる。

③相続税総額の計算

課税遺産総額を民法で定められた法定相続分で相続したとして、相続人ごとの相続税を計算する。各法定相続人に対する法定相続分の課税遺産額×税率を足し合わせた総額が相続税額となる。

④納付税額

相続税総額を実際の相続した財産額に応じて相続税総額を各相続人ごとに按分しそれぞれに税額控除^{*1}や税額加算^{*2}などの調整を行う。

*1 配偶者控除など

*2 子供、父母、配偶者以外の人が相続や遺贈によって財産を得た場合2割増しとなる。

(2) 財産を減らす

①贈与を活用し財産を減らす

■贈与税の概要

相続税は個人の死亡で、財産を取得した場合、発生する税金で、生前に財産を妻や子供などに贈与した場合は、贈与税がかかります。

贈与税は暦年課税で、その年の1月1日から12月31日の期間において贈与により取得した財産が110万円を超える場合に発生します。

■贈与の活用方法

贈与税は毎年110万円の非課税枠があります。たとえば10年間の非課税枠を活用すると、110万円×10年で1,100万円の財産を非課税で贈与することができます。早い段階から相続の対策を講じることにより、有効な相続対策を実施することができます。

②相続時精算課税を活用し財産を減らす

■相続時精算課税の概要

相続時精算課税は、贈与時には贈与財産に対する贈与税を納め、その贈与者がなくなった時に、相続財産の価額と相続時精算課税によって取得した贈与財産の価額とを合計した金額で相続税額を計算し、すでに納めていた贈与税相当額を控除することで贈与税・相続税を通じて納税額を計算する制度です。

相続時精算課税は60歳以上の直系尊属から20歳以上の子・孫へ一定の非課税限度の贈与が可能となります。非課税枠は2,500万円で、それを超えると20%の税額を一旦納め相続時に精算することになります。また相続時精算課税選択後、上記の暦年贈与はできなくなりますので慎重に判断する必要があります。

■相続時精算課税の活用方法

その財産の価値が、今後上昇していくと想定される場合、値上がり前の評価で贈与することが可能となります。また収益を生む財産を、早期に次世代に移転させておくことで、その財産から生み出される収益を次世代へ帰属させることができますので、相続財産の増加を抑制することが可能とな

ります。特に業績見通しが良い自社株式や収益不動産をお持ちの場合は、節税効果が高いと考えられます。

生前贈与による財産の移転は、相続対策上効果が高いです。贈与税は相続税と比較すると税率が高いため、間違った評価で贈与をしてしまうと多額の贈与税を納める必要があります。贈与を行う際は、慎重に対応されることをお勧めいたします。

③生命保険を活用し財産を減らす

■相続の際の生命保険の非課税枠活用法

被相続人の死亡により相続人が生命保険金の受取をするケースが多いと思います。この場合の生命保険金はみなしある財産として相続税の課税対象になりますが、法定相続人1人につき500万円まで非課税枠があります。妻と子2人が相続人の場合1,500万円非課税枠があることになります。

適切な保険を掛けていない場合は、現預金で保有するより保険を検討されることをお勧めいたします。

■生命保険の様々な活用方法

- ・生命保険の非課税枠を活用した相続対策
- ・納税資金対策
- ・保険料相当を贈与し相続人が保険に加入する。

(3) 評価を引き下げる

相続財産を減らすほかに所有する財産の評価をいかに引き下げるかということを検討することも相続税の節税には有効です。前回は、非上場株式の評価引き下げ策についてお話しさせていただきました。今回は、不動産について触れておきたいと思います。

①小規模宅地の評価減の特例を活用する

これは現在住んでいる自宅や事業用で使っている土地を配偶者や子供に引き継ぐ場合に、その土地の評価額を50%もしくは80%まで評価減するというものです。相続の際には、これらの条件をクリアできるように事前に対策をしていくことをお勧めいたします。

区分	内容	相続する人	相続税評価額	上限面積
特定居住用宅地等	自宅の土地	配偶者 同居親族など	80%減	330m ²
特定事業用宅地等	会社・工場の土地	事業を引き継ぐ親族	80%減	400m ²
貸付事業用宅地等	アパート・駐車場の土地	事業を引き継ぐ親族	50%減	200m ²

②賃貸物件を建築する

遊休地などがあれば賃貸物件を建築することでその土地の評価を下げるすることができます。また建物の評価は建築費ではなく固定資産税評価額で評価するため建築費よりも評価が低くなります。賃貸物件の採算性には十分注意する必要がありますが、うまくいけば毎月安定した収入を得ることも可能になります。

3. 納税資金の確保

つぎは納税資金対策についてみていきたいと思います。

①死亡退職金や弔慰金

法人が死亡退職金や弔慰金を支払うことで相続人の納税資金に充てることができます。法人においても要件を満たせば損金になり法人税の節税をすることが可能になります。また自社株の評価も引き下げるができる可能性もあります。ただし、法人において資金的余裕が必要ですので法人で生命保険をかけておくなど、事前に準備をしておくことをお勧めします。

②自社の株式の売却

相続した自社の株式を、その法人に買い取ってもらい納税資金に充てることができます。通常自己株式の売却を行った場合、株主の出資額を超える部分については、配当所得として総合課税の対象になり、場合によっては高い税率が課税されます。しかし相続税の申告期限から3年以内の売却については、譲渡所得となり所得税の税負担が軽減されます。

③不動産の売却

相続税の納税が発生する相続人が共有で相続した不動産を、相続税の申告期限から3年以内に売

却した場合、譲渡所得の計算上、その土地にかかる相続税額は譲渡原価とみなされ、譲渡所得の税負担が軽減されます。その売却資金で相続税の支払いが可能となります。

④銀行からの借入

納税資金がなく延納する場合、細かな要件もあるうえ、その場合の利子税は銀行の利率よりも高くなるケースが多いので、銀行借入ができるのであればその方が有利になる可能性があります。

4. まとめ

次世代への相続をスムーズに行うためには、事前の準備がポイントとなってきます。ご参考までに『相続で失敗しない7のチェックポイント』をご活用下さい。

『相続で失敗しない7のチェックポイント』

- 財産については、家族名義の預金も含めすべて把握し、書面にて管理している
- 財産についての現状の時価を把握している
- 財産の分割方法について検討し、必要な場合は遺言書を作成している
- 相続について家族でコミュニケーションをとっている
- 相続税についての試算を定期的に行っている
- 相続税の納税資金について確保している
- 相続税の節税のための対策を実施している

次回は、中小企業の事業承継対策の進め方についてお話しさせていただきます。

御堂筋税理士法人

高業績企業をめざす中小オーナー企業の、経営のワンストップソリューションを標榜する税理士コンサルタント集団。会計がわかっているという強みをベースに、経営計画→実行管理→幹部育成→事業承継を一気通貫で進める。

経営者によりそった問題解決 (Solution & Accompany) をめざすスタッフ17名のうち、10名が税理士。日々実践と訓練にいそしむ。製造業、工務店、会計事務所などの業種に特に強い。

所在地：大阪市中央区今橋4-1-1
淀屋橋三井ビルディング4F